

学部等教員組織編制方針

(危機管理学部)

① 専任教員数の遵守，教員の構成について
学部等教員配置計画書において，大学設置基準で法令上必要とされる専任教員数を適切に配置する。教員組織では，危機管理学で必要な教育研究上の専門分野とその担当者を網羅的にカバーし，実践的な学びである危機管理学の根幹を成す，理論と実践の教員個人レベルでのバランスに配慮する。またジェンダー，年齢，国際性などの多様性に留意しつつ，教員組織を構成する。教員組織の編制は，定期的に点検・評価を実施することで，その適切性を検証する。
② 教育効果に配慮したクラス編成，専任教員の授業負担への配慮について
令和8年度からの新カリキュラム導入に際して，教育効果をより高め，教育の内部質保証を推進するために，十分な能力開発を行うべく授業方法（講義・演習・実習等）にあったクラス編成に配慮し，その運営に適した教育能力を有する教員を配置する。 各教員において教育・研究・校務のバランスを確保しつつ，また特定の教員に過重な負担が生じることのないよう，教育課程の編成及び時間割の編成を行う。
③ 教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について
組織的な教育研究を行うために，教員間の連携体制を確保するとともに，学部長ガバナンスの下，委員会活動，入試実施・広報活動，FD活動を含む大学・学部・大学院の運営体制における教員の役割分担を学科会議等で確認し，責任の所在を明確にする。
④ 教員の資質向上について
任用時に厳格な資格審査を行うほか，任用後も組織的，継続的，多面的なFD活動を実践し，ティーチング・ポートフォリオの導入など教員の教育研究活動等の自己点検・評価を定期的の実施することにより，教員の資質向上に努める。
⑤ その他，学部等として重視するポイントについて
（教員人事の適切性・透明性） 専任教員の募集，採用，昇格等の手続を規程，基準に基づき明確化し，会議体での審議を通じた人事制度の適切性・透明性を保つ。 （大学院との兼務） 危機管理学の高度化のための人材養成を担う大学院危機管理学研究科で講座を担当できる資質，能力及び経験を有する教員を，大学院の教員組織の状況に応じて優先して採用する。また博士後期課程の設置に伴い，博士後期課程修了者を教員として任用するべく準備を進める。